

全 住 協 第 7 5 号
平成 2 9 年 6 月 2 7 日

会 員 各 位

一般社団法人 全国住宅産業協会
中高層委員長 永 嶋 康 雄

外部専門家の活用ガイドラインについて

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、国土交通省担当部局から「外部専門家の活用ガイドラインについて」別紙のとおり依頼がありました。

つきましては、このガイドラインを活用されるとともに、管理組合に対する周知に関し、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、「外部専門家の活用ガイドライン」は、下記ホームページよりダウンロードしてください。

敬 具

[添付文書]

「外部専門家の活用ガイドラインについて」

[参考ホームページ]

「外部専門家の活用ガイドライン」

<http://www.mlit.go.jp/common/001189183.pdf>

* 問合せ先 国土交通省住宅局市街地建築課マンション政策室

TEL 03-5253-8111 (代表)

一般社団法人 全国住宅産業協会 事務局 澁田

TEL 03-3511-0611



国住マ第21号
平成29年 6月16日

一般社団法人全国住宅産業協会会長 殿

国土交通省 住宅局 市街地建築課長



外部専門家の活用ガイドラインについて

平成28年3月にマンションの管理の適正化に関する指針（平成13年8月1日国土交通省告示第1288号）及び「マンション標準管理規約及び同コメント」が改正され、組合員ではない外部専門家が、管理組合の役員などに就任できることとする場合の規定例の整備がされたところです。

これらを踏まえて、外部専門家の活用ガイドラインを策定しましたので送付します。

については、貴団体において活用されるとともに、管理組合に対する周知に関し、ご協力をお願いいたします。